

第四百四十回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 六 号

平成九年五月二十八日(水曜日)
午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 伊藤 忠治君

理事 赤城 徳彦君

理事 熊代 昭彦君

理事 倉田 栄喜君

理事 金田 誠一君

理事 岩永 峯一君

理事 大村 秀章君

理事 菅 義偉君

理事 平沢 勝栄君

理事 鹿野 道彦君

理事 池端 清一君

理事 奥田 肇君

委員外の出席者 敬和君

理事 岸田 文雄君

理事 御法川 英文君

理事 西村 眞悟君

理事 木島日出夫君

理事 大野 松茂君

理事 河井 克行君

理事 虎島 和夫君

理事 渡辺 博道君

理事 萩野 浩基君

理事 瀬古由起子君

理事 保坂 展人君

議 員 熊代 昭彦君

議 員 木島日出夫君

議 員 瀬古由起子君

議 員 辻元 清美君

議 員 新倉 紀一君

内閣委員会調査室長

委員の異動

五月二十八日

辞任

検田 仁君

萩野 浩基君

深田 肇君

同日

辞任

河井 克行君

保坂 展人君

補欠選任

河井 克行君

河村たかし君

保坂 展人君

同日

補欠選任

検田 仁君

深田 肇君

第一類第一号

内閣委員会議録第六号

平成九年五月二十八日

五月二十七日
元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願(山原健二郎君紹介)(第三二四一号)
同(古賀誠君紹介)(第三二八九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公聴会開会承認要求に関する件
参考人出頭要求に関する件

非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案(木島日出夫君外二名提出、衆法第一三三三号)
市民活動促進法案(熊代昭彦君外四名提出、第百三十九回国会衆法第一八号)

市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案(河村たかし君外四名提出、第百三十九回国会衆法第四号)

○伊藤委員長 これより会議を開きます。
木島日出夫君外二名提出、非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案及び第百三十九回国会、熊代昭彦君外四名提出、市民活動促進法案、第百三十九回国会、河村たかし君外四名提出、市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

提出者から順次趣旨の説明を聴取いたします。
木島日出夫君。

非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○木島議員 日本共産党提出の非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案について、その

提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、個人の自発的参加に基づく自主的な非営利団体の活動の健全な発達を促進するために、これらの団体の法律上の地位を明らかにするなど必要な環境整備を行うものとしてあります。

今日、我が国においても、民間非営利団体による活動が政府、地方自治体による公的活動及び営利企業による活動と並んで重要な社会的役割を担い始めています。こうした重要な社会的地位を持つに至っている民間非営利団体に対して、法人格を付与し、その活動に対する適切な支援を行うことは、社会全体の民主的な発展と公共の福祉の増進に大きく寄与するものであります。

したがって、本法律案においては、法人格を付与すべき団体について、その活動分野のいかんによつてその対象を限定せず、また、許認可や認証など行政機関による関与の余地をなくし、いわゆる準則主義によつて法人格を付与することとしております。要するに、営利を目的としない自主的な民間団体をすべて法人格付与の対象とするということです。そのため、公益法人に関する民法第三十四条の特別法としてではなく、民法第三十三条を根拠法とする非営利団体に対する法人格付与の一般法として構成しております。

旧憲法下で現行の民法が制定されて以来百年余りが過ぎましたが、これまでの民法の公益法人制度に縛られることなく、現在の日本社会のニーズに合った制度をつくるのが時代の要請であると考えられるものであります。

次に、法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、非営利団体が法人格を取得できる条件等についてです。

営利を目的とせず、構成員一人一票の議決権に

基づいて運営される団体は、設立の登記を行うことによつて法人格を付与されることとしてあります。官庁の許認可や認証等の必要はありません。

法人格を付与すべき団体をその活動分野で縛りをつけることは、個人の自発的参加に依拠するという民間非営利団体の基本的特質になじまないものでありますから、本法律案では、非営利団体の目的とする活動内容には触れず、収益の分配を行わず構成員の総会の議決に基づいて活動するという、非営利団体の運営の形態のみに着目して法人格付与の適用対象を規定しております。

第二は、法人格を付与された団体の情報公開等についてです。

民間非営利団体の運営に当たっては、その自主性が最大限尊重されることが肝要であることを踏まえ、行政官庁の関与は基本的になくし、不正の防止は情報公開に基づく社会的監視等によつて行うこととしております。そのため、法人の目的や所在地、活動報告書及び役員名簿などの公開を義務づけることとしてあります。

第三に、非営利法人の監督を行う非営利法人委員会についてです。

情報公開の業務を担うとともに非営利法人の監督を自治的に行うための機関として、各都道府県ごとに非営利法人委員会を設けることとしてあります。非営利法人委員会の委員は、都道府県知事が任命することとしてあります。その際、定数の三分の二を、この法律によつて設立され当該都道府県内に主たる事務所を置く非営利法人の推薦する者の中から任命することとしてあります。非営利法人委員会は、調査のための資料要求権、活動改善の勧告権などを付与されますが、非営利法人の解散を命ずることはできず、解散命令は裁判所が行うこととしてあります。

第四は、税制上の優遇措置についてであります。

非営利法人に対する税制等の優遇措置については、指針のみを示し、具体的には別途の法律によることとしています。その骨格は、法人税率の軽減、非営利法人に対する企業の寄附金の損金算入並びに個人寄附金の所得控除などの措置を適切に行うというものであります。非営利法人への個別的な優遇措置の適用については、非営利法人委員会において個々に判断することとしたしております。

法案の骨子は以上のとおりであります。委員各位の御賛同をいただき、可決されますことを要望いたします。提案説明を終わります。

市民活動促進法案

(本号末尾に掲載)

○熊代議員 自由民主党、社会民主党並びに新党さきがけの与党三党を代表して、ただいま議題となりました私外四名提出の市民活動促進法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、多くの市民による、多様かつ健全な価値観に立脚して行われる自律的な社会参加活動に対する意識が高まる中、さまざまな分野において市民活動を行う団体の活動が活発化しています。

皆様も御記憶のとおり、平成七年一月、阪神・淡路大震災が発生したときには、全国的なボランティア活動並びに国際的な協力、支援が積極的展開され、また、平素においても、地域における高齢者介護等福祉の分野におけるボランティア活動等や、さらに、海外で発生した災害時等における我が国の市民によるボランティア活動などが積極的に行われ、多くの国民がこの活動の重要性を認識したところであります。

また、ボランティア活動を初めとする市民活動は、我が国の少子・高齢社会、国際化の進展などを背景として、今後、二十一世紀に向けて、我が国が、より活力があり、豊かな安心できる社会を

構築していく上で重要な役割を果たしていくものであります。したがって、こうした市民活動を活性化するための環境整備を図っていくことにより、政府部門、民間営利部門とともに、自主、自律の民間公益部門の発展が促進され、社会が直面する諸課題を解決する手段等が多様かつ豊かなことが重要であります。

しかし、現在、多くの市民活動を行う団体は、任意団体として活動しており、法人格がないことから、契約を結ぶことが困難であり、また不動産登記や銀行口座の開設が不可能であります。さらには、国際的に認められるリーガルステータスがないため国際的活動において不利な扱いを受け、また、社会的信用を得にくいなどの活動上の障害が生じており、各方面からその対策を早急に講ずるよう要請されております。

今回の法律案は、このような要請にこたえるべく、市民活動を促進するための基盤整備の一環として、新たに、市民活動を行う団体に、簡易、迅速な手続のもとで広く法人格を付与することとしております。さらに、法人格を得た後も、法人税法上、収益事業から生ずる所得以外の所得は非課税とするなど、基本的には「人格のない社団等」と同じ税法上の取り扱いをすることを明確にすることなどにより、ボランティア活動を初めとする市民に開かれた自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とするものであります。

次に、この法律案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、この法律案は、市民に開かれた自由な社会貢献活動を行う団体が法人格を取得できるようにして、これらの団体の社会的信用を高めるなど、活動基盤を整備し、市民活動が健全に発展することを目的としております。推計によれば、全国で約八万六千の市民活動団体が活動しており、本法法律案によりこれらの団体の基盤が整備、強化されることは、我が国社会の公益の増進に大きく寄与するものと期待されます。

第二に、市民活動は、自由かつ多様に展開されることがその活動力の源泉であります。このような観点から、法人格の取得に当たっては、できる限り簡便で、かつ活動の自由を妨げないような方法をとることが肝要であります。そのため、本法法律案では、法人格の取得は、許可方式でなく認証方式によることとしております。

第三に、市民活動の多様性にかんがみ、所轄庁を、一つの都道府県の区域内にのみ事務所を有する団体は都道府県知事、二以上の都道府県の区域に事務所を有する団体は経済企画庁長官としております。そして、いずれの所轄庁で認証を得た法人も、日本国じゅうはもろろのこと、全世界を舞台として活動することができるとしてしております。

第四に、市民活動法人に対する行政庁の監督は必要最小限のものにとどめ、その活動の是非は、団体の私的自治及び団体情報の開示による市民の判断にゆだねることとしております。市民活動法人は、まさに市民に開かれた存在としてみずからを開示していくことによりその信用を高めるものと考え、所轄庁に対する定期的な報告及びその公開を義務づけるものであります。

第五に、市民活動法人の税法上の取り扱いを、基本的に「人格のない社団等」と同じ扱いとすることを明確に法定しております。

最後に、本法法律案は、附則において検討規定を設け、施行の日から起算して三年以内に、市民活動法人の活動の実態等を踏まえつつ検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしております。市民活動法人制度の運用の検討とともに、これに関連する法人制度、公共的な活動に関する税制の整備などを検討することが、この規定の趣旨であります。

以上が、市民活動促進法案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

なお、本法法律案については、いろいろな修正の御要求がなされておりますが、それらの御要求については、本委員会での御審議を踏まえ、本法法律案がさらに国民の切実な要求にこたえられるものになりますよう、可能な限り対応してまいりたいと考えておりますことも、あわせて申し上げます。また、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○伊藤委員長 以上で両案の趣旨の説明は終了いたしました。

なお、河村たかし君外四名提出の市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案の趣旨の説明は、後に譲ることいたします。

○伊藤委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっており各案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前九時四十六分休憩

午後三時三十分開議

○伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、公聴会開会承認要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっており各案につきましても、議長に対し、公聴会開会の承認要求をいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、公聴会は来る六月三日火曜日開会することとし、公聴人の選定その他の手続につきまして

は、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、明二十九日木曜日午前九時三十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後三時三十一分散會

非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案

非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 設立(第十一条—第十四条)

第三章 管理

第一節 構成員の總會(第十五条—第二十二

条)

第二節 役員(第二十三条—第三十五条)

第三節 剰余金の分配の禁止等(第三十六条—第三十八条)

第四節 活動報告書等の備置き及び閲覧等(第三十九条—第四十条)

第五節 定款の変更(第四十一条)

第四章 合併(第四十二条—第四十八条)

第五章 解散(第四十九条—第六十四条)

第六章 監督(第六十五条—第六十六条)

第七章 登記(第六十七条—第八十一条)

第八章 非営利法人委員會(第八十二条—第九

十一条)

第九章 税法上の特例(第九十二条—第九十三

条)

第十章 罰則(第九十四条—第九十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、非営利団体に法人格を付与すること等により、その活動の健全な発達の促進を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 非営利団体(営利を目的としない団体をいう)は、この法律により、法人となることができる。

2 この法律において「非営利法人」とは、この法律により法人となつた団体をいう。

(原則)

第三条 非営利法人は、その目的とする活動が多様な価値観を有する国民の自発的な意思に基づくべきものであることにかんがみ、その構成員となることについて、及び構成員としての権利義務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地によつて差別的取扱いをし、その他その構成員としての資格に関して不当な取扱いをしてはならない。

(名称の使用制限)

第四条 非営利法人以外の者は、その名称中に、「非営利法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(収益事業)

第五条 非営利法人は、その目的とする活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるため、収益を目的とする事業(第九章を除き、以下「収益事業」という)を行うことができる。

2 収益事業に関する会計は、当該非営利法人の目的とする活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(非営利法人の住所)

第六条 非営利法人の住所は、その主たる事務所のある所在地にあるものとする。

(登記の効力)

第七条 非営利法人は、第七章の規定により登記しなければならぬ事項については、登記により効力を生ずる事項を除くほか、登記の後でな

ければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(登記に関する届出)

第八条 非営利法人は、第七章の規定による登記をしたときは、遅滞なく、登記簿の謄本又はその登記した事項に係る抄本及び第七十九条の添付書類を添えて、その旨を主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員會に届け出なければならない。

(非営利法人の能力)

第九条 非営利法人は、法令の規定に従い、定款で定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(非営利法人の責任)

第十条 非営利法人は、理事その他の代表者がその職務を行うにつき第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 非営利法人の目的の範囲外の行為により第三者に損害を加えたときは、その行為をした理事その他の代表者並びにその事項の決議に賛成した構成員及び理事は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。

(定款)

第十一条 非営利法人を設立しようとする者は、定款を作成しなければならない。

2 定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その目的とする活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

五 構成員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項

七 會議に関する事項

八 資産に関する事項

九 会計に関する事項

十 収益事業を行う場合には、その種類その他その収益事業に関する事項

十一 解散に関する事項

十二 定款の変更に関する事項

十三 公告の方法

3 前項第十一号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、他の非営利法人その他の営利を目的としない法人であつて同一又は類似の目的を有するもののうちから選定されるようにしなければならない。

(財産目録の備置き)

第十二条 非営利法人は、設立の時に財産目録を作成し、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

(成立の時期)

第十三条 非営利法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法の準用)

第十四条 商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百二十八条(監査役に係る部分を除く)の規定は、非営利法人の設立について準用する。

第三章 管理

第一節 構成員の總會

(通常總會の招集)

第十五条 非営利法人の理事は、少なくとも毎年一回、通常總會を招集しなければならない。

(臨時總會の招集)

第十六条 非営利法人の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時總會を招集することができる。

2 構成員が構成員の總数の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して總會の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時總會を招集しなければならない。

(總會の招集手続)

第十七条 總會の招集は、少なくとも五日前に、その會議の目的たる事項を示し、定款に定める

方法に従って通知しなければならない。

(総会の権限)

第十八条 非営利法人の事務は、定款をもって理事その他の役員に委任した事務を除き、すべて総会の決議により行う。

(総会の決議事項)

第十九条 総会においては、第十七条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

(構成員の議決権)

第二十条 構成員は、それぞれ一個の議決権を有する。

2 総会に出席しない構成員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

3 前項の規定は、定款に特別の定めがある場合においては、適用しない。

第二十一条 非営利法人と構成員との関係について決議をする場合においては、当該構成員は、議決権を行使することができない。

(商法の準用)

第二十二条 商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項並びに第二百四十七条から第二百五十二条までの規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は、非営利法人の構成員の総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律第十七条」と読み替えるものとする。

第二節 役員

(定数及び任期)

第二十三条 非営利法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

2 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(事務の決定)

第二十四条 非営利法人の事務は、定款に特別の

定めがないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代表権)

第二十五条 理事は、すべて非営利法人の事務について、非営利法人を代表する。ただし、定款をもってその代表権を制限することができる。

第二十六条 理事の代表権に加えた制限は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(代理の委任)

第二十七条 理事は、定款又は構成員の総会の決議により禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第二十八条 理事が欠けた場合において遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又はその非営利法人の主たる事務所の所在地の都道府県非営利法人委員会の請求により、仮理事を選任する。

(特別代理人)

第二十九条 非営利法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、前条の規定の例により、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第三十条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 非営利法人の財産の状況を監査すること。

三 前二号の規定による監査の結果、非営利法人の業務又は財産に不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを構成員の総会に報告すること。

四 前号の報告をするために必要がある場合には、構成員の総会を招集すること。

五 理事の業務執行の状況又は非営利法人の財産の状況について、理事に意見を述べることに。

(監事の兼職禁止)

第三十一条 監事は、理事又は非営利法人の職員を兼ねてはならない。

(役員欠格事由)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、非営利法人の役員になることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(役員親族等の排除)

第三十三条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

(役員欠員補充)

第三十四条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えて者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員氏名等の変更届出)

第三十五条 非営利法人は、その役員氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なくその旨をその主たる事務所の所在地の都道府県非営利法人委員会に届け出なければならない。ただし、第八条の規定により届け出なければならない場合は、この限りでない。

第三節 剰余金の分配の禁止等

(剰余金の分配の禁止)

第三十六条 非営利法人は、剰余金をその構成員に分配してはならない。

(過大な役員報酬等の支給の禁止)

第三十七条 非営利法人は、その役員又は職員に対して、不相当に高額な報酬又は給与を支給してはならない。

(過大な寄附の禁止)

第三十八条 非営利法人は、特定の個人又は法人その他の団体に対して、不相当に高額な寄附を

してはならない。

第四節 活動報告書等の備置き及び閲覧等

(活動報告書等の備置き及び閲覧)

第三十九条 非営利法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県非営利法人委員会の定めるところにより、前年(事業年度を設けている場合は、前事業年度。以下この項において同じ。)の活動報告書、貸借対照表及び収支計算書並びに前年末における財産目録(これらに附属する明細書を含む。次項において「活動報告書等」という。)を作成し、これを、定款、役員名簿及び構成員の総会の議事録(理事会、評議員会その他これらに類する機関を設けている場合には、その議事録を含む。次項において「定款等」という。)とともに、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 非営利法人は、その構成員から活動報告書等又は定款等の閲覧又は謄写の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除いて、これらを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(活動報告書及び役員名簿の提出)

第四十条 非営利法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県非営利法人委員会の定めるところにより、活動報告書及び役員名簿の写しを、当該都道府県非営利法人委員会に提出しなければならない。

第五節 定款の変更

第四十一条 定款の変更は、構成員の総会の決議を経なければならない。

2 前項の決議は、構成員の総数の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数をもってしなければならない。

第四章 合併

(合併)

第四十二条 非営利法人は、他の非営利法人と合併することができる。

(合併の手続)

第四十三条 非営利法人が合併するには、構成員

の総会の決議を経なければならない。
2 前項の決議は、構成員の総数の三分の二以上の多数をもってしなければならない。

第四十四条 非営利法人は、前条第一項の決議があった日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることが出来る期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 非営利法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第四十五条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、非営利法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第四十六条 合併により非営利法人を設立する場合においては、定款の作成その他非営利法人の設立に関する事務は、それぞれの非営利法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第四十七条 合併後存続する非営利法人又は合併によって設立した非営利法人は、合併によって消滅した非営利法人の一切の権利義務(当該非営利法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期)

第四十八条 非営利法人の合併は、合併後存続す

る非営利法人又は合併によって設立する非営利法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

第五章 解散

(解散事由)

第四十九条 非営利法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 構成員の総会の決議
- 二 定款で定められた解散事由の発生
- 三 目的とする活動に係る事業の成功又はその成功の不能
- 四 構成員が一人となったこと。
- 五 合併(合併後存続する非営利法人における当該合併を除く。)
- 六 破産
- 七 裁判所による解散命令

(解散決議)
第五十条 前条第一号の決議は、構成員の総数の三分の二以上の多数をもってしなければならない。

(破産)
第五十一条 非営利法人がその債務を完済することができないこととなった場合においては、裁判所は、当該非営利法人の理事又は債権者の請求により、又は職権をもって、破産の宣告をする。

2 前項に規定する場合においては、理事は、直ちに破産宣告の請求をしなければならない。
(裁判所による解散命令)
第五十二条 裁判所は、非営利法人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その構成員、債権者その他の利害関係人又はその主たる事務所の所在地の都道府県非営利法人委員会の請求により、当該非営利法人の解散を命ずることができる。

- 一 その設立が不法の目的をもってなされたとき。
- 二 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたとき。

(解散したものとみなされる場合)
第五十三条 正当な理由がなくてその成立後一年以内にその目的とする活動を開始せず、又は引き続き三年以上その目的とする活動をしなない非営利法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県非営利法人委員会が、当該非営利法人委員会に対していまだその目的とする活動に係る事業を廃止していない旨の届出をすべき旨の公告をした日から二月以内に、当該都道府県非営利法人委員会の定めるところにより、その旨の届出をしないときは、その期間満了の日に解散したものとみなす。

(清算中の非営利法人)
第五十四条 非営利法人は、解散の後であつても、清算の目的の範囲内においては、なお存続するものとみなす。
(清算人の選任)
第五十五条 非営利法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に特別の定めがあるとき又は構成員の総会において他人を選任したときは、この限りでない。

第五十六条 前条の規定により清算人となる者がいないとき又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくはその主たる事務所の所在地の都道府県非営利法人委員会の請求により、又は職権をもって、清算人を選任することができる。
(清算人の解任)
第五十七条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくはその主たる事務所の所在地の都道府県非営利法人委員会の請求により、又は職権をもって、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)
第五十八条 清算人は、次に掲げる職務を行う。
一 現務の終了
二 債権の取立て及び債務の弁済
三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項の職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
(債権申出の公告及び催告)
第五十九条 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を催告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときはその債権は清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除外することはできない。
(期間後に申出をした債権)
第六十条 前条第一項の期間後に申出をした債権者は、非営利法人の債務を完済した後に、なお帰属すべき者に引き渡さない財産に対してのみ請求をすることができる。

(清算中の破産)
第六十一条 清算中に非営利法人の財産がその債務を完済するために不足することが明らかとなったときは、清算人は、直ちに、破産宣告の請求をして、その旨を公告しなければならない。
2 清算人は、破産管財人にその事務の引継ぎをしたときは、退任したものとみなす。
3 前二項の場合において既に債権者に支払い、又は帰属すべき者に引き渡したものがあつたときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

(解散及び清算の監督)
第六十二条 非営利法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。
2 裁判所は、いつでも職権をもって前項の監督に必要な検査を行うことができる。
(残余財産の帰属)
第六十三条 解散した非営利法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、清算終了の登記を

した時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、解散の決議をもって、他の非営利法人その他の営利を目的としない法人であつて同一又は類似の目的を有するものに帰属させることができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(非訟事件手続法の適用)

第六十四条 この章に定めるもののほか、非営利法人の解散及び清算については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の定めるところによる。

第六章 監督

(報告及び資料の提出等)

第六十五条 非営利法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その主たる事務所の所在地の都道府県、非営利法人委員会は、当該非営利法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該非営利法人の役員に対し、出頭を求めることができる。

(勸告)

第六十六条 非営利法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、その主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会は、当該非営利法人に対し、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

第七章 登記

(登記事項)

第六十七条 非営利法人が登記しなければならぬ事項は、次のとおりとする。

- 一 目的
二 名称

三 その目的とする活動に係る事業の種類
四 主たる事務所及び従たる事務所の所在地
五 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
六 定款で解散事由を定めたときは、その事由(設立の登記)

第六十八条 非営利法人の設立の登記は、定款の作成その他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

2 前項の登記には、前条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3 非営利法人は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第六十九条 非営利法人は、成立後新たに従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に第六十七条各号に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 非営利法人の成立後主たる事務所又は従たる事務所の所在地の登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、前項の規定にかかわらず、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第七十条 非営利法人が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十七条各号に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、前項

の規定にかかわらず、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第七十一条 非営利法人は、第六十七条各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(代表権を有する者の職務執行停止等の登記)

第七十二条 非営利法人を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(合併の登記)

第七十三条 非営利法人は、合併に必要な手続を終了した日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する非営利法人については変更の登記を、合併によつて消滅する非営利法人については解散の登記を、合併によつて設立する非営利法人については第六十七条各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七十四条 非営利法人は、解散したときは、合併及び破産の場合を除き、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第七十五条 非営利法人は、清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(設立無効等の登記)

第七十六条 非営利法人につき、設立を無効と

し、又は構成員の総会の決議を取り消し、若しくはその不存在若しくは無効を確認する判決が確定したときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その旨を登記しなければならない。ただし、決議を取り消し、又はその不存在若しくは無効を確認する判決が確定した場合において、決議事項の登記がないときは、この限りでない。

(管轄登記所及び登記簿)

第七十七条 非営利法人の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に非営利法人登記簿を備える。

(登記の嘱託)

第七十八条 第七十六条の設立無効等の登記は、裁判所の嘱託によつてする。第五十二条の規定により、非営利法人が解散した場合の登記も同様とする。

2 前項の規定により裁判所が登記を嘱託するときは、嘱託書に裁判の謄本を添えなければならない。

3 第五十三条の規定により非営利法人が解散したものとみなされた場合の登記は、同条の規定による公告をした非営利法人委員会の嘱託によつてする。

(登記申請書の添付書類)

第七十九条 設立の登記の申請書には、定款及び代表権を有する者の資格を証する書類を添えなければならない。

2 従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更の登記の申請書には、その登記の事由を証する書類を添えなければならない。ただし、代表権を有する者の氏名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

3 合併による設立又は変更の登記の申請書には、第一項又は前項に掲げる書類のほか、第四十四条及び第四十五条の規定による手続を経たことを証する書類並びに合併によつて消滅する

非営利法人(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)の登記簿の謄本を添えなければならぬ。

4 解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書類を添えなければならない。

5 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書類を添えなければならない。

(登記事項の公告)

第八十条 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

(商業登記法の準用)

第八十一条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十八条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条から第二百二十条までの規定は、非営利法人の登記について準用する。この場合において、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律第六十七条」と読み替えるものとする。

第八章 非営利法人委員会

(設置)

第八十二条 この法律に基づく権限を行うため、都道府県知事の所轄の下に、非営利法人委員会を設置する。

2 非営利法人委員会は、独立してその職権を行う。

(所掌事務)

第八十三条 非営利法人委員会は、第一章、第三章、第五章及び第六章の規定に基づく権限に関する事務のほか、次に掲げる事務を行う。

一 非営利法人の運営に関する連絡、助言、指導その他の援助

二 非営利法人に関する情報の収集及び提供

2 前項各号に掲げる事務のほか、非営利法人委員会は、第八条、第三十五条及び第四十条の規定に基づいて非営利法人から提出された書類の写しを管理し、及びその内容を一般に公開する業務を行う。

(組織及び委員)

第八十四条 非営利法人委員会は、六人以上で都道府県の条例をもって定める数の委員をもって組織する。

2 委員は、その定数の三分の二以上に相当する者を当該都道府県の区域内に主たる事務所の所在地がある非営利法人の推薦を受けた者のうちから、その他の者を非営利法人の活動に関して学識経験を有する者のうちから、それぞれ、都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命する。

3 委員は、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員と兼ねることができない。

4 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、都道府県の議会の閉会又は解散のためにその同意を得ることができないときは、都道府県知事は、第二項の規定にかかわらず、都道府県の議会の同意を得ないで、委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の議会でその承認を得なければならない。この場合において、議会の承認を得ることができないときは、都道府県知事は、その委員を罷免しなければならない。

6 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第八十五条 委員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が任期中に欠けたときは、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の欠格事由)

第八十六条 第三十二条各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(委員の身分保障)

第八十七条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。

一 非営利法人委員会の議決により心身の故障のため職務の執行ができなと認められたとき。

二 非営利法人委員会の議決により職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるとして認められたとき。

2 委員が前項各号のいずれかに該当するとき、委員が前項各号のいずれかに該当するときは、都道府県知事は、その委員を罷免しなければならない。

3 委員が第三十二条各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職するものとする。

(委員の長)

第八十八条 非営利法人委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから、委員の互選をもつて選任する。

3 委員長は、非営利法人委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(委員の給与)

第八十九条 委員は、都道府県の条例で定めるところにより、給与を受ける。

(非営利法人委員会の事務の整理)

第九十条 非営利法人委員会の事務を整理させるため、非営利法人委員会に必要な職員を置く。

2 前項の職員は、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから委員長の同意を得て任命する。

3 都道府県知事は、第一項の規定にかかわらず、その定める当該都道府県の局部において非営利法人委員会の事務を整理させることができる。

(非営利法人委員会の運営)

第九十一条 この法律又はこの法律に基づく条例

に規定する事項を除くほか、非営利法人委員会の会議その他運営に必要な事項は、非営利法人委員会が定める。

第九章 税法上の特例

(非収益事業所得等の非課税)

第九十二条 非営利法人は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合においては、同法第三十七条の規定を適用する場合には同法第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律第二条に規定する法人(以下「非営利法人」という。)を除く。)」と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(非営利法人を除く。)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合においては同法第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(非営利法人を含む。)」と、同法第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(非営利法人を除く。)」とする。

2 非営利法人は、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 非営利法人は、地価税法(平成三年法律第六十九号)その他地価税に関する法令の規定、同法第三十三条の規定を除く。)の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

(税制上の優遇措置)

第九十三条 非営利法人のうちその目的とする活動が社会的活動として推進すべきものと認められるもの(以下この条において「免税非営利法人」という。)に係る法人税の税率の特例、免税非営利法人がその収益事業に属する資産から収益事業以外の事業のために支出した金額をその

収益事業に係る寄附金の額とみなす特例その他の税制上の優遇措置については、別に法律で定めるところによる。

2 免税非営利法人のうち公益の増進に著しく寄与するもの(以下この項において「特定免税非営利法人」という。)に対して法人が支出した寄附金の損金算入限度額の特例、特定免税非営利法人に対して個人が支出した寄附金に係る所得控除の特例その他の税制上の優遇措置については、別に法律で定めるところによる。

第十章 罰則

第九十四条 次の各号の一に該当する場合においては、非営利法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第八条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十二条の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第三十五条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第三十九条の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第四十条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六 第四十四条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

七 第四十四条第二項又は第四十五条第二項の規定に違反したとき。

八 第五十一条第二項又は第六十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかったとき。

九 第五十九条第一項又は第六十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十 第六十二条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

十一 第六十五条の規定による報告、資料の提出若しくは出頭をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十二 第七章の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

第九十五条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第八十四条第二項の規定は都道府県の議会の同意を得ることに関する部分に限る。次項において同じ。及び次項の規定は、公布の日から施行するものとする。

(非営利法人委員会の委員の任命に関する経過措置)

2 第八十四条第二項の規定の施行後最初に任命される非営利法人委員会の委員に関する同項の規定の適用については、同項中「その定数の三分の二以上に相当する者を当該都道府県の区域内に主たる事務所の所在地がある非営利法人の推薦を受けた者のうちから、その他の者を非営利法人の活動に関して学識経験を有する者のうちから、それぞれ」とあるのは「非営利団体の活動に関して学識経験を有する者のうちから」とする。

3 (地方自治法の一部改正)
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百八十条の五第二項中「の外」を「のほか」に、「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項に次の一号を加える。

六 非営利法人委員会
第二百二条の二第五項中「指示その他の事務を行い」の下に、「非営利法人委員会は別に法律の定めるところにより非営利法人に対する監督その他の事務を行い」を加える。

4 (地方税法の一部改正)
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体」に改め、「政治団体」の下に「並びに非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律(平成九年法律第 号)第二条に規定する法人」を加える。

第五十二条第二項第三号中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体」に改め、「政治団体」の下に「並びに非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律第二条に規定する法人」を加える。

第五十三条第十二項中「公益法人等」の下に「非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律第二条に規定する法人を含む。」を加える。

第七十二条の五第一項に次の一号を加える。

十二 非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律第二条に規定する法人

第二百九十四条第七項、第三百二十二条第三項第三号及び第七百一条の三十四第二項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体」に改め、「政治団体」の下に「並びに非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律第二条に規定する法人」を加える。

(総理府設置法の一部改正)
総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条第七号の二を第七号の三とし、第七号の次に次の一号を加える。

七の二 非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律(平成九年法律第 号)の施行に関すること。

(民法その他の関係法律の整備)
6 この法律の施行に伴い必要となる民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の関係法律の整備については、別に法律で定めるところによる。

理由

非営利団体の活動の健全な発達の促進を図り、公共の福祉の増進に寄与するため、非営利団体に法人格を付与すること等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

市民活動促進法案
市民活動促進法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 市民活動法人

第一節 通則(第三条―第九条)

第二節 設立(第十条―第十四条)

第三節 管理(第十五条―第三十条)

第四節 解散及び合併(第三十一条―第四十条)

第五節 監督(第四十一条―第四十三条)

第六節 雑則(第四十四条・第四十五条)

第三章 税法上の特例(第四十六条)

第四章 罰則(第四十七条―第五十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、市民活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民に開かれた自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「市民活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「市民活動法人」とは、市民活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。
一次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員及び会員(社員以外の者で当該団体の行う市民活動に参加するものをいう。第十一條第一項第五号において同じ。)の資格の得喪に關して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

ハ 社員のうち報酬を受ける者の数が、社員総数の三分の一以下であること。

ニ その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三條に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するものでないこと。

第二章 市民活動法人
第一節 通則

(原則)
第三條 市民活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行つてはならない。

2 市民活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)
第四條 市民活動法人以外の者は、その名称中に、「市民活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(収益事業)
第五條 市民活動法人は、その行う市民活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるため、収益を目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。

第一類 第一号 内閣委員會議録第六号 平成九年五月二十八日

益事業」という。)を行うことができる。

2 収益事業に關する会計は、当該市民活動法人の行う市民活動に係る事業に關する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)
第六條 市民活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)
第七條 市民活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に對抗することができない。

(民法の準用)
第八條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三條及び第四十四條の規定は、市民活動法人について準用する。

(所轄庁)
第九條 市民活動法人の所轄庁は、その事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

2 市民活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあっては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、経済企画庁長官とする。

第二節 設立
(設立の認証)
第十條 市民活動法人を設立しようとする者は、総理府令(前条第二項の市民活動法人以外の市民活動法人に係る場合にあっては、都道府県の条例。第二十六條第三項を除き、以下同じ。)で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿

ロ 各役員の就任承諾書及びその住民票

ハ 各役員について第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約する書面

ニ 役員のうち報酬を受ける者の氏名を記載した書面

三 社員に係る次に掲げる書類

イ 社員名簿

ロ 社員のうち報酬を受ける者の氏名を記載した書面

四 第二條第二項第二号に該当することを誓約する書面

五 設立趣旨書

六 設立者名簿

七 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

八 設立当初の財産目録

九 事業年度を設ける場合には、設立当初の事業年度

十 設立の初年及び翌年(事業年度を設ける場合には、当初の事業年度及び翌事業年度。次号において同じ。)の事業計画書

十一 設立の初年及び翌年の収支予算書

十二 経済企画庁長官は、前項の規定による認証を行おうとするときは、次条第一項第三号の事業の所管大臣に意見を求めることができる。

七 會議に關する事項

八 資産に關する事項

九 會計に關する事項

十 収益事業を行う場合には、その種類その他その収益事業に關する事項

十一 解散に關する事項

十二 定款の変更に關する事項

十三 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十一号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に關する規定を設ける場合には、その者は、市民活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

一 国又は地方公共団体

二 民法第三十四條の規定により設立された法人

三 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第三條に規定する学校法人

四 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人

(成立の時期等)
第十三条 市民活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 市民活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記簿謄本を添付した届出書を所轄庁に提出しなければならない。

(民法の準用)

第十四条 民法第五十一条第一項(法人の設立の時に關する部分に限る。)の規定は、市民活動法人の設立について準用する。

第三節 管理

(役員の設定)

第十五条 市民活動法人には、役員として、理事十三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて市民活動法人の業務について、市民活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の決定)

第十七条 市民活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 市民活動法人の財産の状況を監査すること。

三 前二号の規定による監査の結果、市民活動法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。

五 理事の業務執行の状況又は市民活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べることを。 (監事の兼職禁止)
第十九条 監事は、理事又は市民活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)
第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、市民活動法人の役員になることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定同法第三十一条第七項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された市民活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

(役員親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

(役員欠員の補充)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の変更等の届出)
第二十三条 市民活動法人は、その役員の氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 市民活動法人は、役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員任期)

第二十四条 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(定款の変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更(第十一条第一項第四号に掲げる事項に係るもの(所轄庁の変更を伴わないものに限る。))並びに同項第八号及び第十三号に掲げる事項に係るもの(第六項において「軽微な事項に係る定款の変更」という。)を除く。)は、所轄庁の認証を受けなければならない、その効力を生じない。

4 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条から第十二条までの規定は、第三項の認証について準用する。

6 市民活動法人は、軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は、第十条第一項第八号に掲げる書類)を申請書に添付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)
第二十七条 市民活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従つて、行われなければならない。

一 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。

二 会計簿は、複式簿記の原則に従つて正しく記帳すること。

三 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明らかに表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎年(事業年度を設けていない場合は、毎事業年度。次条第一項において同じ。)継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)
第二十八条 市民活動法人は、毎年最初の三月以内に、総理府令で定めるところにより、前年(事業年度を設けていない場合は、前事業年度。以下この項において同じ。)の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書(次項及び次条において「事業報告書等」という。)、役員名簿(前年において役員であつたことがある者全員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。))及び当該役員名簿に記載された者のうち前年において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載

した書面(次項及び次条において「役員名簿等」という。)並びに社員名簿(前年において社員であつたことがある者全員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)及び当該社員名簿に記載された者のうち前年において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面(次項及び次条において「社員名簿等」という。)を作成し、これを、その年(事業年度を設けている場合は、事業年度。以下この項において同じ。)の翌々年の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 市民活動法人は、その社員その他の利害関係人から事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は、第十条第一項第八号に掲げる書類。次条第二項において同じ。)、役員名簿等若しくは社員名簿等又は定款若しくは認証若しくは登記に関する書類(次条において「定款等」という。)(の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならぬ。

(事業報告書の提出及び公開)

第二十九条 市民活動法人は、総理府令で定めるところにより、毎年一回、事業報告書等、役員名簿等、社員名簿等及び定款等(その記載事項に変更があつたものに限る。)(の写しを所轄庁に提出しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等の写し(過去三年間に提出を受けたものに限る。)(又は定款等の写しについて閲覧の請求があつた場合には、総理府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

(民法の準用)

第三十条 民法第五十四条から第五十七条まで及び第六十条から第六十六条までの規定は、市民活動法人の管理について準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「所轄庁ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と読み替へるものとする。

と読み替へるものとする。

第四節 解散及び合併

第三十一条 市民活動法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする市民活動に係る事業の成功の不能
- 四 社員の欠亡
- 五 合併
- 六 破産
- 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によつて解散した場合に、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した市民活動法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時に於いて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(合併)

第三十三条 市民活動法人は、他の市民活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 市民活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款

に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 第十条から第十二条までの規定は、前項の認証について準用する。

第三十五条 市民活動法人は、前条第三項の認証があつたときは、その認証の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 市民活動法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回つてはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、市民活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第三十七条 合併により市民活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他市民活動法人の設立に関する事務は、それぞれの市民活動法人において選任した者が共同して行なわれなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する市民活動法人又は合併によつて設立した市民活動法人は、合併によつて消滅した市民活動法人の一切の権利義務(当該市民活動法人がその行う事業に關し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第三十九条 市民活動法人の合併は、合併後存続する市民活動法人又は合併によつて設立する市民活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項の規定は、前項の登記をした場合について準用する。

(民法等の準用)

第四十条 民法第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項届出に關する部分に限る。及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十八條から第三十七條まで及び第三百三十八條の規定は、市民活動法人の解散及び清算について準用する。

この場合において、民法第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替へるものとする。

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、市民活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該市民活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該市民活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による立入検査をさせる場合においては、当該立入検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、当該市民活動法人の役員その他の当該立入検査の対象となつてゐる事務所その他の施設の管理について権限を有する者に提示させなければならない。

3 第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、市民活動法人が第十二条第一項第二号又は第三号のいずれかに適合していないと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該市民活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消)

第四十三条 所轄庁は、市民活動法人が、前条の命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたつて第二十九条第一項の規定による事業報告書等、役員名簿等、社員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該市民活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、市民活動法人が法令に違反した場合において、前条の命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の命令を経ないでも、当該市民活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該市民活動法人から請求があつたときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があつた場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該市民活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

第六節 雑則

(所轄庁に対する申出)
第四十四条 何人も、第十条第一項の認証の申請

が第十二条第一項第二号若しくは第三号のいずれかに適合していないと認料するときは又は市民活動法人が同項第二号若しくは第三号のいずれかに適合していないと認料するときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反する疑いがあると認料するときは、所轄庁に対し、その旨を申し出て、適当な措置を採るべきことを求めることができる。

(総理府令への委任)

第四十五条 この章に定めるもののほか、この章の規定の実施のための手続その他その執行に關し必要な細則は、総理府令で定める。

第三章 税法上の特例

第四十六条 市民活動法人は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に關する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成八年法律第...号)第二条第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。)」と、同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」を「みなされているもの(市民活動促進法(平成八年法律第...号)第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。)」とする。

2 市民活動法人は、消費税法(昭和六十三年法律第八号)その他消費税に關する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 市民活動法人は、地価税法(平成三年法律第六十九号)その他地価税に關する法令の規定(同法第三十三条の規定を除く。)の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に關する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第四章 罰則

第四十七条 第四十二条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に處する。

第四十八条 市民活動法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その市民活動法人の業務に關して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その市民活動法人に対して同条の刑を科する。

第四十九条 次の各号の一に該当する場合においては、市民活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に處する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。
- 二 第十四条において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第二十三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十五条第六項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 第二十八条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 六 第二十九条第一項の規定に違反して、書類の提出を怠つたとき。
- 七 第三十五条第一項の規定に違反して、書類

の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

九 第四十条の規定において準用する民法第七十條第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかつたとき。

十 第四十条の規定において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

第五十条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に處する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 市民活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(経過措置)

3 この法律の施行の日から六月を経過する日までの間に行われた第十条第一項の認証の申請については、第十二条第二項の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは、「この法律の施行後十月以内」とする。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体」に改め、「政治団体」の下に「並びに市民活動促進法(平成八年法律第...号)第二条第二項に規定する法人」を加える。
第五十二条第二項第三号中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体」に改め、「政治団体」の下に「並びに市民活動促進法第二条第二項

に規定する法人を加える。

第五十三条第十二項中「公益法人等」の下に「市民活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。」を加える。

第七十二条の五第一項に次の一号を加える。

十二 市民活動促進法第二条第二項に規定する法人

第二百九十四条第七項、第三百十二条第三項第三号及び第七百一条の三十四第二項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体」に改め、「政治団体」の下に「並びに市民活動促進法第二条第二項に規定する法人」を加える。

(経済企画庁設置法の一部改正)

5 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 市民活動促進法(平成八年法律第号)の施行に関する事務を処理すること(都道府県の事務に属するものを除く)。

第五条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 市民活動促進法に基づく所轄庁としての権限並びに同法の委任に基づく総理府令の制定及び改廃について内閣総理大臣を補佐すること。

別表(第一条関係)

- 一 保健福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の増進を図る活動
- 三 まちづくりの増進を図る活動
- 四 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 地球環境の保全を図る活動
- 六 災害時の救援の活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の増進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十一 子どもの健全育成を図る活動

ボランティア活動をはじめとする市民に開かれた自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与するため、市民活動を行う団体に法人格を付与すること等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

第一類第一号

内閣委員会議録第六号

平成九年五月二十八日

平成九年六月十一日印刷

平成九年六月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K